

令和 7 年寒川町教育委員会第 1 回臨時会議事日程

令和 7 年 2 月 4 日（火）

総合教育会終了後

町民センター講義室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

小川 委員、大森 委員

3 議 事

議案第 2 号 寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について

議案第 3 号 第 2 次寒川町教育振興基本計画について

議案第 4 号 令和 7 年度寒川町一般会計予算（教育に関する部分）について

4 閉 会

議案第 2 号

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について、別紙のとおり提案する。

令和 7 年 2 月 4 日提出

寒川町教育委員会
教育長 大 川 勝 徳

提案理由

寒川町総合計画 2040 の効果的で効率的な推進体制を構築し、町民にわかりやすく、かつ、新たな行政課題及び多様化する町民ニーズに対応できる行政組織とするため提案する。

(案)

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

教育長 大 川 勝 徳

(案)

寒川町教育委員会規則第 号

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和51年寒川町教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

(課及び担当の設置)

第2条 事務局に次の課及び担当を設ける。

教育政策課 教育政策担当

学校教育課 学事指導担当 教育研究室

教育施設給食課 教育施設担当 学校給食担当

生涯学習課 生涯学習担当 青少年教育担当

(課等の事務分掌)

第3条 前条に規定する担当の事務分掌は、次のとおりとする。

教育政策課

教育政策担当

- (1) 教育施策の企画、総括調整及び評価に関すること。
- (2) 総合教育会議及び教育委員会の会議に関すること。
- (3) 教育委員会の交際、儀式及び表彰に関すること。
- (4) 教育委員会の規則、規程等の制定、改廃等に関すること。
- (5) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、給与、服務その他の人事に関すること。
- (6) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の研修及び福利厚生に関すること。

- (7) 公印の保管及び使用に関すること。
- (8) 公告式に関すること。
- (9) 教育関係予算の総括調整に関すること。
- (10) 児童及び生徒の就学援助に関すること。
- (11) 教育に係る調査、統計、広報及び教育行政に関する相談の総括に関すること。
- (12) 課の庶務に関すること。

学校教育課

学事指導担当

- (1) 県費負担教職員のサービスの監督及び任免その他人事の内申に関すること。
- (2) 学校経営の指導助言に関すること。
- (3) 教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。
- (4) 教科用図書の採択及び無償給付に関すること。
- (5) 特別支援教育に関すること。
- (6) 学齢児童及び生徒の学籍に関すること。
- (7) 学校保健及び学校安全に関すること。
- (8) 学校教育統計に関すること。
- (9) 学校関係予算の執行に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

教育研究室

- (1) 教育の研究及び調査に関すること。
- (2) 教育内容の改善及び充実にに関すること。
- (3) 教育に関する研修及び講習に関すること。
- (4) 教育相談に関すること。
- (5) 教育に関する図書及び資料の収集並びに提供に関すること。

教育施設給食課

教育施設担当

- (1) 教育財産の総括管理に関すること。
- (2) 教育施設の維持管理及び整備に関すること。
- (3) 学校施設開放に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

学校給食担当

- (1) 寒川学校給食センターとの連絡調整に関すること。
- (2) 学校給食の総括に関すること。
- (3) 学校給食の管理に関すること。

生涯学習課

生涯学習担当

- (1) 生涯学習・社会教育の総合的な推進及び調整に関すること。
- (2) 文化行政の総合的な推進に関すること。
- (3) 社会教育委員に関すること。
- (4) 社会教育関係団体の指導育成に関すること。
- (5) 文化財の調査、研究及び保護に関すること。
- (6) 文化財学習センターとの連絡調整に関すること。
- (7) 文化財保護委員会に関すること。
- (8) 寒川町立公民館の指定管理者による管理に関すること。
- (9) 寒川総合図書館の指定管理者による管理に関すること。
- (10) 寒川文書館の指定管理者による管理に関すること。
- (11) 寒川町立文化福社会館の指定管理者による管理に関すること。
- (12) 課の庶務に関すること。

青少年教育担当

- (1) 青少年指導員に関すること。
- (2) 青少年問題協議会に関すること。
- (3) 青少年健全育成事業に関すること。
- (4) 成人式に関すること。
- (5) 青少年施設の管理に関すること。
- (6) 青少年関係団体の活動支援に関すること。
- (7) 放課後子ども教室に関すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和51年3月27日教育委員会規則第2号）の一部を改正する規則新旧対照表

現行	改正案
～略～ （課及び担当の設置） 第2条 （略） 教育政策課 教育政策担当 <u>社会教育担当</u> 学校教育課 （略） 教育施設給食課 （略） <u>（加える）</u> （事務分掌） 第3条 （略） 教育政策課 教育政策担当 （1）～（9） （略） <u>（10） 奨学金に関すること。</u> <u>（11） 児童及び生徒の就学援助に関すること。</u> <u>（12） 教育に係る調査、統計、広報及び教育行政に関する相談の総括に関すること。</u> <u>（13） 課の庶務に関すること。</u> <u>（14） 他課等の主管に属さない事務に関すること。</u> 社会教育担当 （1） 社会教育施策の企画及び調整に関すること。 （2） 社会教育委員に関すること。 （3） 社会教育関係団体の指導育成に関すること。 （4） 文化財の調査、研究及び保護に関すること。 （5） 文化財学習センターとの連絡調整に関すること。 （6） 文化財保護委員会に関すること。 （7） 寒川町立公民館の指定管理者による管理に関すること。 （8） 寒川総合図書館の指定管理者による管理に関すること。 （9） 寒川文書館の指定管理者による管理に関すること。 （10） 寒川町立文化福祉会館の指定管理者による管理に関すること。 学校教育課 （略） 教育施設給食課 <u>（加える）</u> <u>（加える）</u> <u>（加える）</u>	～略～ （課及び担当の設置） 第2条 （略） 教育政策課 教育政策担当 _____ 学校教育課 （略） 教育施設給食課 （略） <u>生涯学習課 生涯学習担当 青少年教育担当</u> （事務分掌） 第3条 （略） 教育政策課 教育政策担当 （1）～（9） （略） <u>（削る）</u> <u>（10） 児童及び生徒の就学援助に関すること。</u> <u>（11） 教育に係る調査、統計、広報及び教育行政に関する相談の総括に関すること。</u> <u>（12） 課の庶務に関すること。</u> <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> 学校教育課 （略） 教育施設給食課 （略） <u>生涯学習課</u> <u>生涯学習担当</u> <u>（1） 生涯学習・社会教育の総合的な推進</u>

現行	改正案
	及び調整に関すること。
<u>(加える)</u>	<u>(2) 文化行政の総合的な推進に関するこ</u>
<u>(加える)</u>	<u>と。</u>
<u>(加える)</u>	<u>(3) 社会教育委員に関すること。</u>
<u>(加える)</u>	<u>(4) 社会教育関係団体の指導育成に関す</u>
<u>(加える)</u>	<u>ること。</u>
<u>(加える)</u>	<u>(5) 文化財の調査、研究及び保護に関す</u>
<u>(加える)</u>	<u>ること。</u>
<u>(加える)</u>	<u>(6) 文化財学習センターとの連絡調整に</u>
<u>(加える)</u>	<u>関すること。</u>
<u>(加える)</u>	<u>(7) 文化財保護委員会に関すること。</u>
<u>(加える)</u>	<u>(8) 寒川町立公民館の指定管理者による</u>
<u>(加える)</u>	<u>管理に関すること。</u>
<u>(加える)</u>	<u>(9) 寒川総合図書館の指定管理者による</u>
<u>(加える)</u>	<u>管理に関すること。</u>
<u>(加える)</u>	<u>(10) 寒川文書館の指定管理者による管理</u>
<u>(加える)</u>	<u>に関すること。</u>
<u>(加える)</u>	<u>(11) 寒川町立文化福祉会館の指定管理者</u>
<u>(加える)</u>	<u>による管理に関すること。</u>
<u>(加える)</u>	<u>(12) 課の庶務に関すること。</u>
<u>(加える)</u>	<u>青少年教育担当</u>
<u>(加える)</u>	<u>(1) 青少年指導員に関すること。</u>
<u>(加える)</u>	<u>(2) 青少年問題協議会に関すること。</u>
<u>(加える)</u>	<u>(3) 青少年健全育成事業に関すること。</u>
<u>(加える)</u>	<u>(4) 成人式に関すること。</u>
<u>(加える)</u>	<u>(5) 青少年施設の管理に関すること。</u>
<u>(加える)</u>	<u>(6) 青少年関係団体の活動支援に関する</u>
<u>(加える)</u>	<u>こと。</u>
<u>(加える)</u>	<u>(7) 放課後子ども教室に関すること。</u>
<u>～略～</u>	<u>～略～</u>
<u>(加える)</u>	<u>附 則（令和7年〇月〇日教委規則第〇号）</u>
<u>(加える)</u>	<u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u>

議案第 3 号

第 2 次寒川町教育振興基本計画について

第 2 次寒川町教育振興基本計画について、前期実施計画の 1 年の延伸を別紙のとおり提案する。

令和 7 年 2 月 4 日提出

寒川町教育委員会
教育長 大 川 勝 徳

提案理由

教育基本法第 17 条第 2 項に基づく本町の教育振興のための施策に関する基本計画を定める必要があるため提案する。

第2次寒川町教育振興基本計画前期実施計画の1年延伸について

1. 寒川町教育振興基本計画について

- (ア) 町教育振興基本計画は、計画期間を8年とし、教育施策の基本的事項を示しています。実施計画は、学校教育と社会教育を2本柱とした具体的な計画で前・後期の2期に分け、それぞれ4年としています。
- (イ) 教育振興基本計画は、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定める大綱」との整合性を図る必要があります。
- (ウ) 下記の理由により、現教育振興基本計画の改定と、令和6年度までとしている実施計画の計画期間を1年延伸し、改定する必要があります。
- ① 組織の見直しによる教育委員会への生涯学習課の新設が12月議会で確定（教育委員会事務局の組織等に関する規則は3月改正予定）
 - ② 各課等の事務分掌が現段階では未確定
 - ③ 学びプランを教育振興基本計画に包含することについての議論の必要性
 - ④ 社会教育委員、生涯学習関係の会議の在り方の議論の必要性

2. 教育振興基本計画の改定等に向けた手続き等

- (ア) 令和7年1月21日の全庁会議において、教育振興基本計画の見直しと、実施計画の1年延伸と見直しを図ることが承認されました。
(学びプランの包含の必要性も含めて検討予定)

(これまでの経過等)

寒川町教育振興基本計画（平成24年度策定前期実施計画）抜粋

「(3) 寒川町教育振興基本計画の位置づけ」より

寒川町教育振興基本計画は、この寒川学びプランの精神を引き継ぎつつ、学校教育の領域についても全面的に構想し、自立と共生を目指します。

寒川町教育振興基本計画は、寒川学びプランとの整合を図っていますが、平成27年度には、両計画を一本化することを想定しています。

教育振興基本計画策定当初において、上記のとおり両計画の一本化について想定しておりましたが、平成25年度の組織の見直しに伴い、寒川学びプランの所管が町へ移管されたことから、一本化せず、両計画においてそれぞれ取り組んできた経緯があります。

- (イ) 関係する外部委員会等へは、年度内に開催される会議において、今後の方向性について説明する予定です。
- 生涯学習推進会議：令和7年2月5日開催予定
社会教育委員会：令和7年2月19日開催予定